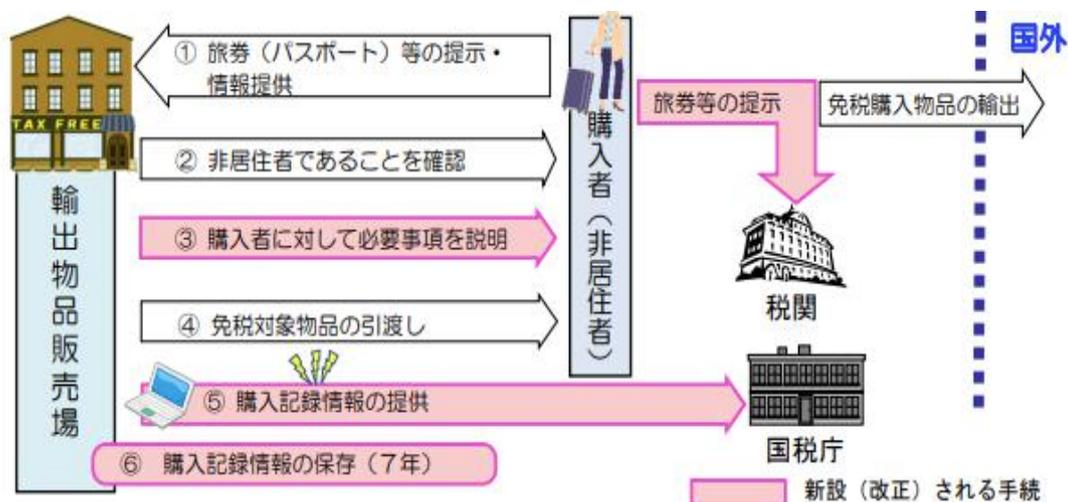


免税販売手続きマニュアル

■免税手続きの概要

免税品の販売の流れは以下の通り。



出所：国税庁「免税手続きが電子化されます」リーフレット

■免税手続きの詳細

お客様の来店、商品の購入	
1 免税を希望するか確認	
希望する	⇒ 消費税免税販売
希望しない	⇒ 消費税課税(通常販売)
2 希望する場合、消費税免税の可否をチェックする	
1. そもそも免税対象商品であるか？	
・ 事業用でないこと	
2. 免税対象者であるか？	
・ 在留資格が短期滞在(入国6ヶ月以内)、外交・公用・米軍関係者(無期限)、一時帰国の日本人(帰国6ヶ月以内)、上陸許可書による入国(入国6ヶ月以内)である者。	
もしくはビジットジャパンQRコードを提示し認証ができた場合にも免税可能。	
※一時帰国日本人の場合、戸籍附票または海外在留証明書(発行日6ヶ月以内)により2年以上海外に住んでいることを書面で証明する必要あり。	
3. 金額条件を満たすか？	
・ 同一の非居住者に対する同一店舗における販売額の合計が、一般物品は5000円以上、消耗品は5000円以上50万円まで。また、一般物品と消耗品の販売額を合算して5000円以上になる場合は、全て消耗品として免税販売可能。 ※消耗品は1日同一店舗にて50万円まで。	

3 お客様への重要ルールの説明（説明義務）

1. 免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものである旨
2. 本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨
3. 免税で購入した物品を出国の際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額に相当する額を含みます。）に相当する額を徴収される旨

4 パスポートの確認

1. 氏名・国籍・パスポート番号・上陸年月日（6か月を超えていないこと）・在留資格・帰国印・SOFAスタンプ等

在留資格をパスポートの上陸許可シールで確認すること。

一時帰国の日本人の場合には帰国印を確認すること。

旅券の上陸許可印	在留資格の例
	短期滞在、外交、公用 米軍関係者 一時帰国日本人 上陸許可書

5 購入記録情報の提供について

パスポートを確認しながら購入記録情報を作成。

免税システム「スマートデタックス」を利用し、国税庁へ免税データを送信する。

承認送信事業者：スマートテクノロジーズ&リソーシイズ 株式会社

承認送信事業者番号：8-0110-0112-4250-0140-0001

免税データの内容

- ① 氏名
- ② 国籍
- ③ 生年月日
- ④ 在留資格
- ⑤ 上陸年月日
- ⑥ 旅券等の種類
- ⑦ 輸出物品販売場を営業者の氏名又は名称及び納税地
- ⑧ 輸出物品販売場の名称、所在地及び税務署長から通知を受けた識別符号

- ⑨ 免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びにその免税対象物品の価額の合計額
- ⑩ 購入者が購入した免税対象物品を、その場で運送業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法によりその物品を海外へ直送する場合は、その運送業者の氏名又は名称
- ⑪ 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨

6 消耗品の包装

消耗品については、指定された方法により包装を行うこと。

○包装は以下のような要件を満たすこと。

① 出国までに破損しない十分な強度を有すること

※ 果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される。

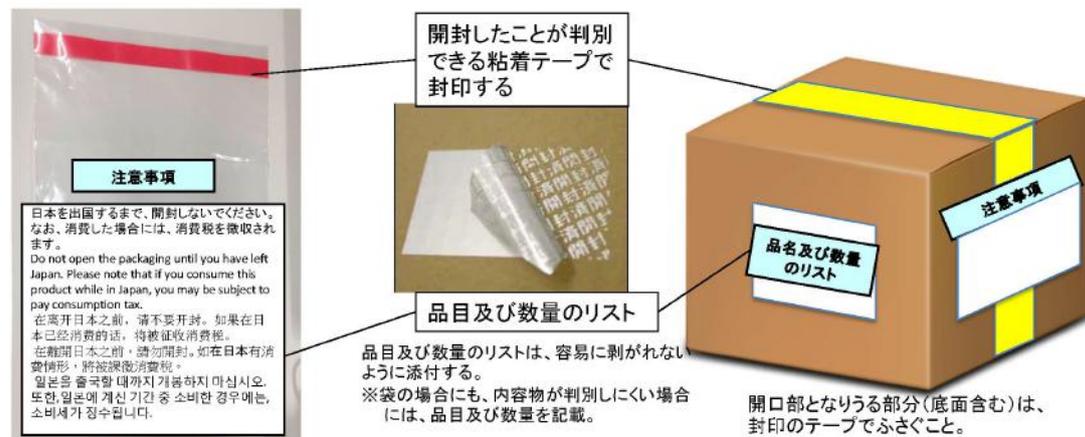
② 開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること

③ 包装の中の内容物や個数が確認できること

○袋の場合には、透明、ほとんど透明であること

○箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を添付

④ 出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は添付



※ 一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。

9 精算と商品渡し

税抜価格を受領し商品を渡す。

■免税販売に必要な英語表現

1. パスポート提示時

- ・免税手続きにはパスポートの提示が必要です（コピーは不可）

It is necessary to present your passport (not a copy) as a part of the refund process

- ・パスポートを見せてください

Show me your passport, please

2. 在留資格と上陸年月日の確認時

- ・上陸許可シールはどれですか？

Please show me the Japan Immigration Seal in your passport

- ・入国スタンプがない場合、免税の手続きは不可能です

Without a Japan Immigration seal, you cannot get a tax-free shopping

- ・6か月以上が経過した場合、免税にはなりません

You cannot get a tax-free shopping if you have been staying in Japan for over 6 months

3. 購入金額の確認時

- ・消耗品の免税額は5,000円以上500,000円までとなります

To get tax refund for consumable items, your purchase has to be above 5,001yen and should not exceed 500,000 yen.